

鹿 児 島 県 公 報

令 和 7 年 7 月 25 日 (金) 第 637 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告	示
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い) 1
○保安林の指定の解除	(森づくり推進課取扱い) 1
○保安林の指定の解除予定の通知	(森づくり推進課取扱い) 2
公	告
○競争入札の参加者の資格に関する公告	(監理課取扱い) 2
○開発行為に関する工事の完了公告 (3件)	(建築課取扱い) 4
教 育 委 員 会 規 則	
○鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 (※)	(特別支援教育課取扱い) 5
公 安 委 員 会 告 示	
○運転免許取得者等教育の認定	(免許管理課取扱い) 5
○運転免許取得者等検査の認定	(免許管理課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和7年7月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市岡之原町5099番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第496号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年7月25日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡龍郷町中勝字カンマ2523番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿 児 島 県 告 示 第 497 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 7 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**競争入札の参加者の資格に関する公告**

令和 7 年度において，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので，当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について，次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 調達をする特定役務の種類
建設工事
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお，調達をする特定役務の特質により，次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定により入札参加資格を認められた者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
 - イ 要綱第 2 条第 1 項第 3 号アからキまでのいずれかに該当する者
なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ウ 要綱第 2 条第 1 項第 6 号アからウまでのいずれかに該当する者
 - エ 次のケからカまでのいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過していないもの及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ケ 契約の履行に当たり，故意に工事，製造その他の役務を粗雑に行い，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 一般競争入札、指名競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- 競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
- 所定の建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
- ア 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に迎えた事業年度の決算日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し
- イ 営業の沿革
- ウ 営業所一覧表
- エ 直前2年間の各事業年度における施工金額
- オ 技術職員名簿
- カ 納税証明書
- (ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書
 - (イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては、同県税について未納の税額がないことの証明書
- キ 労災保険料納入証明書
- ク 建設業退職金共済制度加入契約及び証紙収納証明書
- ケ 建設業許可申請書の写し（県外に主たる営業所を有する者にあつては、建設業許可証明書）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県土木部監理課建設業許可係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3490
- (3) 申請書類の受付期間
令和7年8月1日から同月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
2の(2)のア又はイのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- (1) 当該入札参加資格の認定がその効力を生ずる日から令和8年度に行う定期の資格審査に

よる入札参加資格の認定がその効力を生ずる日の前日までとする。

(2) 有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 7 月に令和 9 年度及び令和 10 年度の入札参加資格審査に係る公告を行う予定であるので、当該公告に従い申請書類を提出すること。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 7 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(3 工区)

薩摩川内市宮崎町字小牟田 1880 番 2, 1880 番 4 及び 1881 番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

阿久根市赤瀬川 3866 番地

株式会社ホンダさつま

代表取締役 小原秀治

鹿児島市真砂本町 3 番 67 号

株式会社南九州ファミリーマート

代表取締役 飯塚隆

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 7 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市平松字城瀬山下 3858 番 1, 3858 番 2 の一部, 3861 番 1 及び 3861 番 2 の一部並びに字池田 4152 番, 4153 番, 4154 番 1, 4155 番 1, 4157 番 1, 4158 番 1, 4159 番 1, 4160 番 1, 4160 番 2 及び 4161 番

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 始良市平松字城瀬山下 3858 番 1 の一部, 3858 番 2 の一部及び 3861 番 2 の一部並びに字池田 4152 番の一部, 4153 番の一部, 4154 番 1 の一部及び 4161 番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

始良市宮島町 26 番地

始良市土地開発公社

理事長 湯元敏浩

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 7 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良郡湧水町川西字塚ノ原 1490 番 3 の一部, 1491 番 3, 1491 番 7, 1491 番 8, 1491 番 9, 1491 番 10, 1491 番 11, 1491 番 12, 1491 番 13, 1491 番 14, 1491 番 15, 1491 番 16, 1491 番 17, 1491 番 18, 1491 番 19, 1496 番 2 の一部, 1496 番 6, 1496 番 9, 1496 番 15, 1496 番 17, 1496 番 18, 1496 番 19, 1496 番 23, 1496 番 28 の一部, 1496 番 30, 1496 番 31, 1496 番 33, 1496 番 34 及び 1496 番 45

- 2 公共施設の種類、位置及び区域
 道路 始良郡湧水町川西字塚ノ原1490番3の一部、1491番8の一部、1491番9の一部、1491番13の一部、1491番15の一部、1491番16の一部、1491番18の一部、1491番19の一部、1496番2の一部、1496番6の一部、1496番9の一部、1496番19の一部、1496番23の一部、1496番28の一部、1496番33の一部、1496番34の一部及び1496番45
 公園 始良郡湧水町川西字塚ノ原1496番9の一部及び1496番33の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 始良郡湧水町木場222番地
 湧水町長 池上滝一

教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 25 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第10号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県立鹿児島盲学校の項中 「 高等部 | 3年 | 理療科，保健理療科 | を
 専攻科 | | |
 「 高等部 | 3年 | 理療科，保健理療科 |
 専攻科 | | |
 幼稚部 | 1年 | |
 以上 | | |
 」 に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第76号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、令和 7 年 7 月 3 日付けで運転免許取得者等教育を行う者として次のとおり認定した。

令和 7 年 7 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称
有限会社福島開発 大島郡龍郷町中勝1126番地2 福島 憲幸	龍郷自動車学校 大島郡龍郷町中勝1126番地2	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程
有限会社竹山商事 大島郡喜界町大字赤連2901番地4	南部大島自動車学校 大島郡瀬戸内町大字手安540番地1	規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程

竹山 勉			
有限会社竹山商事 大島郡喜界町大字赤連 2901番地 4 竹山 勉	喜界自動車学校 大島郡喜界町大字赤連 2901番地 4	規則第 1 条第 3 号に 掲げる課程	高齢者講習同 等課程

鹿児島県公安委員会告示第77号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、令和7年7月3日付けで運転免許取得者等検査を行う者として次のとおり認定した。

令和7年7月25日

鹿児島県公安委員会委員長

鏑野孝清

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称
有限会社福島開発 大島郡龍郷町中勝1126番地 2 福島 憲幸	龍郷自動車学校 大島郡龍郷町中勝1126番地 2	1 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。） 第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認知機能検査同等方法 2 運転技能検査同等方法
有限会社竹山商事 大島郡喜界町大字赤連 2901番地 4 竹山 勉	南部大島自動車学校 大島郡瀬戸内町大字手安540番地 1	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認知機能検査同等方法 2 運転技能検査同等方法
有限会社竹山商事 大島郡喜界町大字赤連 2901番地 4 竹山 勉	喜界自動車学校 大島郡喜界町大字赤連 2901番地 4	1 規則第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認知機能検査同等方法 2 運転技能検査同等方法